

●香川県告示第333号

令和3年香川県告示第107号(港湾隣接地域の指定)の一部を次のように改正し、令和3年8月13日から施行する。

令和3年8月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 指定地域の範囲		1 指定地域の範囲	
地区名	区 域	地区名	区 域
観音寺	<u>基点第1号から317度13分43秒に引いた線、基点第1号から基点第9号までを結んだ線及び基点第9号から354度28分07秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域</u>	観音寺	基点第1号から317度13分43秒に引いた線、基点第1号から <u>基点第5号までを結んだ線及び基点第5号から354度26分50秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域</u>
2 基点の位置		2 基点の位置	
第1号～ 第5号 第6号	略	第1号～ 第5号	略
第7号	<u>基点第5号から354度26分16秒、3.03メートル、観音寺市風瀬町18番1地先の表示杭</u>		
第8号	<u>基点第6号から264度28分05秒、26.48メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭</u>		
第9号	<u>基点第7号から309度28分21秒、1.45メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭</u>		
	<u>基点第8号から264度28分05秒、142.49メートル、観音寺市風瀬町18番2地先の表示杭</u>		